

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則の一部を改正する規則）

文化財課

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和5年3月30日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により改正したので、同条第2項の規定により報告する。

1 規則の概要（沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則の一部を改正する規則）

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する必要な事項を定めた教育委員会規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 指定管理者制度の運用体制の強化を図ることを目的として、教育委員会が指定管理者制度の運用について意見聴取を行っている指定管理者制度運用委員会を附属機関とするため、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）の一部を改正することに伴い、沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会の委員の任命に係る規定を整備する必要がある。
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）の一部が改正されることに伴い、規定を整理する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会の委員の任免に関する事務は、教育委員会の事務とする。（第2条関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第2条関係）
- (3) この規則は、令和5年4月1日から施行する。

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和5年3月31日

施行年月日 令和5年4月1日

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）<u>第2条第9号</u>の規定により設置される文化観光スポーツ部の長（以下「部長」という。）に委任する。ただし、沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）<u>第2条第3項</u>ただし書の規定による認定に関する事務については、知事が定める沖縄県立博物館・美術館の組織に関する規則の規定により設置される館長に委任する。</p> <p>(1) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）及び沖縄県立博物館・美術館管理規則（以下「条例等」という。）の改正及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第24条</u>及び沖縄県立博物館・美術館管理規則<u>第13条第1項</u>の規定による博物館・美術館協議会の委員の任免に関すること。</p> <p>(3) <u>沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第8条第4項の規定による沖縄県立博物館・美術館指定管理者制度運用委員会</u>の委員の任免に関すること。</p> <p>(合議等)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第180条の7</u>の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）<u>第2条第8号</u>の規定により設置される文化観光スポーツ部の長（以下「部長」という。）に委任する。ただし、沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）<u>第2条第3項</u>ただし書の規定による認定に関する事務については、知事が定める沖縄県立博物館・美術館の組織に関する規則の規定により設置される館長に委任する。</p> <p>(1) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）及び沖縄県立博物館・美術館管理規則（以下「条例等」という。）の改正及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第21条</u>及び沖縄県立博物館・美術館管理規則<u>第12条第1項</u>の規定による博物館・美術館協議会の委員の任免に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(合議等)</p> <p>第3条 前条の規定により事務の委任を受ける者は、当該事務の執行について、この規則以外の教育委員会規則その他の規程により教育委員会又はその補助職員に対し、合議、協議、報告等（以下「合議等」という。）を要する定めのある事務については、合議等をしなければならない。</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、委任された事務に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、あらかじめ、その処理方針について、教育委員会の承認を受けなければならない。</p>